

松江キャンパスクラブ・サークル等学生団体活動のコロナ対策ガイドライン

学生生活委員会

○活動申請するにあたっての手順

- ・【学生】代表者は、「活動申請書」を教務学生課へ提出すること。
(未提出の場合は自粛継続とみなす)
学外で活動を行なう際は、別途「学外活動申請書」を教務学生課へ提出すること。
- ・【大学】「活動申請書」「学外活動申請書」の内容を学生生活委員会で審議する。
審議後、教務学生課より活動可否を代表者へ連絡する。

○活動の範囲について

- ・学内施設を利用しての活動は、平日の週2日程度・1回の活動は2時間以内(休業期間中は3時間以内)とする。
- ・学外者を招じての交流会・練習試合や、学外での活動・対外試合等については、大学の方針や、島根県知事・島根県から発出されるお願い・メッセージを遵守すること。
- ・学外者を招じての交流会や練習試合等を行う際は、「活動申請書」に内容を記載のうえ、学外者の名簿及び連絡先を教務学生課へ提出し、事前に許可を得ること。
- ・学外で活動をする際は、当該施設での感染防止策や、移動手段等を「学外活動申請書」に明記し、学生生活委員会の許可を得てから活動を行なうこと。学外での対外試合等に参加する場合も、「学外活動申請書」、参加者名簿を提出し、事前に許可を得ること。

○活動中・活動前後の留意事項について

- ・ソーシャル・ディスタンス及びマスク着用(熱中症にならないよう注意)を心掛けること。
- ・4密(密集、密接、密閉の「3密」+大きな声「飛沫が多く飛ぶ大きな声の会話」)を回避して活動すること。
- ・手指だけでなく、使用器具・部室等もこまめに消毒すること
- ・活動中は30分に1回は換気を行なうこと(体育館は常時換気)
- ・更衣室の利用時も人数制限を行なうこと
- ・学外活動の際は活動ごとに、参加者リストを事務局に提出すること。
- ・飲酒・飲食を伴う活動(いわゆる新歓コンパや合宿等)をしないこと。

○その他

- ・公認学生団体に所属していない任意団体についても、大学の構成員であるので、上記に準ずること。
- ・新型コロナウイルス感染症に対する、島根県、島根県立大学全体の方針が変更となった場合、許可を取り消す場合もある。

活動申請書

提出日：令和 年 月 日

クラブ・サークル等の名称	顧問教員名 印	
代表者氏名 印	所属学科	学年
活動の内容（具体的にどのような活動をおこなうかをわかりやすく書いてください。）		
<p>【休業期間中】</p> <p>活動期間 月 日から 月 日まで</p> <p>活動曜日（※平日の週2回以内） 曜日</p> <p>【春学期・秋学期】</p> <p>活動期間 月 日から 月 日まで</p> <p>活動曜日（※平日の週2回以内） 曜日</p>		
活動場所	参加人数（最大数）	活動時間（1回あたり2時間以内 ※休業期間中は3時間以内） 時 ～ 時 まで
<p>感染防止対策（どのような措置をとるかを具体的に書いてください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三密を避ける対策 ・健康チェック（検温） ・消毒の方法・頻度 ・換気 ・その他 		
特記事項（活動の申請に当たって特に記しておきたいこと）		

注1) 学生生活委員会で審査の結果、活動を許可できない場合があります。

注2) 必要に応じて上記の申請内容について直接説明を求める場合があります。